

鳥取市行政改革大綱（昭和61年9月1日決定）

1 基本方針

- (1) 鳥取市は、厳しい行財政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため、昭和50年度以来実施している行政の簡素合理化を引き続き推進するものとする。
- (2) 行政改革の推進に当たっては、「鳥取市行財政研究会」の提言を尊重し、議会と連携しつつ、全庁の役職員が一体となって取り組むとともに、市民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努めるものとする。
- (3) 行政改革の推進に当たっては、「鳥取市行財政研究会」の提言に係る各方策の具体化を進めるが、「2 当面の措置事項」の前提として、次の項目を基本とする。
 - ア 使用料等は受益と負担の公平性を確保する見地から適宜見直しを行う。
 - イ 補助金等は補助金等見直し基準（昭和50年12月設定）により毎年度サンセット方式で見直しを行う。
 - ウ 組織機構、審議会等についても同様とする。
 - エ 給与は給与決定の諸原則に従い適正化を図る。
 - オ 定員管理はスクラップアンドビルドにより総数を抑制する。
 - カ 外部委託は、事務委託に関する基準（昭和50年12月設定）により促進する。
 - キ 施設の設置については可能な限り複合化し、ボランティア、市民組織等の自主運営を促進する。

2 当面の措置事項

- (1) 事務・事業の見直し
 - ア 使用料、手数料の適正化
 - 〔ア〕下水道使用料の改定
 - 〔イ〕住宅使用料の改定
 - 〔ウ〕市営施設使用料の改定
 - 〔エ〕し尿取扱手数料の改定
 - イ 補助金の縮減
 - 〔ア〕全納報奨金の支給率引下
 - ウ 事務・事業の見直し
 - 〔ア〕市営施設の契約電力の見直し
 - 〔イ〕公用車両6ヶ月点検の直営化
 - 〔ウ〕職員総参加による事務・事業点検システムの確立
- (2) 組織・機構の簡素合理化
 - ア 部課の再編整理
 - 〔ア〕国体事務局の廃止
 - 〔イ〕空港対策課の廃止
 - 〔ウ〕公共事業検査体制の充実
 - 〔エ〕商工農林部を商工観光部、農林水産部に改組
 - 〔オ〕観光事務所の廃止
 - 〔カ〕国民健康保険料徴収課・徴収事務の一元化

イ 審議会等の再編整理

- 〔ア〕鳥取市政懇話会外4委員会の委員数縮減
- 〔イ〕任意設置委員会等の再編整理

(3) 給与の適正化

- 〔ア〕特殊勤務手当の見直し

(4) 定員管理の適正化

- 〔ア〕職員定数の減員

(5) 民間委託、O A化等事務改善の推進

ア 外部委託の実施

- 〔ア〕下水道ポンプ場業務の委託
- 〔イ〕学校給食の委託改善

イ 事務のO A化

- 〔ア〕事務のO A化基本計画をプロジェクトチームにより樹立
- 〔イ〕税関係事務・国民健康保険事務のオンライン化
- 〔ウ〕ワードプロセッサの導入
- 〔エ〕技術設計事務・市民検診台帳記録事務にパソコン・オフコンの導入
- 〔オ〕オフセット印刷機の導入と電子リコピー利用の縮減
- 〔カ〕電子リコピーのリース単価の統一と減額
- 〔キ〕市立病院の医療事務等の電算化

ウ 文書管理

- 〔ア〕ファイリングシステム等による文書管理システムの見直し
- 〔イ〕書類削減運動の実施

エ 事務改善の推進

- 〔ア〕職員総参加による事務改善の推進

(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

- 〔ア〕下水道ポンプ場業務の委託
- 〔イ〕デイサービス施設を民間施設に併設し業務委託
- 〔ウ〕地区利便施設の複合化・地区民の自主管理（稲葉山地区体育館、公民館）

(7) その他

行政改革大綱の進行管理は鳥取市行政改革推進本部が行う。